

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む「市内で店舗等を経営する、市内に住む個人事業主」に対する協力金について

1. 支給目的

市内で経営する店舗等（日常的に消費する商品や利用するサービスの提供をその場で行う店舗等）において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、市内に住んでいる個人事業主に対し、その対策活動を支援することにより、事態の収束に向けた取組を継続させるため、協力金を支給するもの。

2. 支給対象者

支給対象者は「市内に住んでいる個人事業主」になります。

※市内で店舗等を経営していても市内に住んでいない個人事業主は対象になりません。

※法人（有限会社、株式会社、法人組織・団体など）については、個人事業主に比べて事業規模が大きいことから、支給対象としていません。

3. 支給対象と支給対象外の店舗等の具体的例示

支給対象となる個人経営の店舗等	支給対象にならない個人経営の店舗等	対象外の理由
・ コンビニエンスストア ・ 洋菓子店、和菓子店、パン屋 ・ 床屋、美容室 ・ クリーニング店、酒屋 ・ 本屋、文具店 ・ 整骨院、鍼灸院など ・ 動物病院 ・ 自転車、オートバイ販売店 ・ 学習塾、音楽教室、書道教室など （自宅等を使用している場合、専用のスペースがあること） ・ その他の販売店 （人の往来がある店舗等であること）	・ 新聞販売店 ・ 不動産屋 ・ 古物営業店（リサイクルショップ等は除く） ・ 工事店、工務店 ・ 弁護士事務所、税理士事務所、建築設計事務所、測量事務所、保険代理店など	人の往来が少ないため、感染拡大のリスクが少ない店舗等 又は 商品やサービスの提供がその場で行われない店舗等
		・ 病院、診療所、保険薬局 ・ 飲食店、喫茶店

4. 支給金額

一個人事業主に対し、10万円を支給します。

5. 支給回数

1回限り。

6. 申請方法

個人事業主協力金支給申請書に次の書類を添付して、以下のお問い合わせ先（産業振興課）にご郵送ください。

- ・ 前年の確定申告に係る書類
白色申告の場合は「収支内訳書の写し」、青色申告の場合は「青色申告決算書の写し」
- ・ 事業に関する許可証の写し、又は事業概要が確認できるホームページ等の印刷物
- ・ 振込先口座の通帳の表紙の写し

7. 申請期間

令和2年5月25日から令和3年1月15日まで

8. 振込時期

申請書の受付日(到着)から、約3週間程度（通帳記帳によりご確認ください）

9. 問い合わせ先

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

四街道市環境経済部産業振興課 商工観光係

[TEL:043-421-6134](tel:043-421-6134) FAX:043-424-2013

MAIL:ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp